

環境関連法規制等の動き 2019年度上期(2019.3.19～2019.9.17)まとめ

記号	法令名	2019年度上期の主な法改正 (詳細は下記表の記号表示部または環境関連法規制等の動きをご覧ください。)
A	建築物省エネ法	現在、新規及び改築等する非住宅建築物に対して課せられている省エネ基準への適合義務について、対象延べ面積が2000m <sup>2</sup> 以上 から 300m <sup>2</sup> 以上(予定)に変更になります(公布から2年以内に施行)。また、トップランナー制度の対象に注文戸建て住宅等供給事業者が追加されます。
B	フロン排出抑制法	第一種特定製品(業務用エアコン等)の廃棄時に管理者がフロン類の引き渡しを怠った場合の罰則、フロン類引き渡し後の製品を廃棄業者等へ渡す際に引取証明書の写しを交付すること、並びにフロン回収済みを確認できない機器については業者による引き取りが禁止となる等の項目が追加されます。

↓ (掲載月-番号は毎月発行の環境関連法規制等の動き 掲載月-掲載法令情報番号です)

記号	分野	法律名	掲載月-番号	代表法令名称	他件数	法令番号	公布日	施行日	法令内容	適用者
	全般	環境影響評価法	7-2	環境影響評価法施行令等の一部を改正する政令	-	政令第53号	2019.7.5	2020.4.1	出力4万kW以上の太陽電池発電所の設置事業を環境配慮書の作成等が必要な第一種事業に、3万kW～4万kWのものを事業の届出が必要な第二種事業として指定しました。	該当する規模の太陽電池発電事業を実施する事業者
		環境基本法	4-4	水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件	8	環境省告示第46号	2019.3.20	同日	工場排水試験に関するJIS K 0102規格の改正に伴い、公共用水域水質、地下水、土壌及び排水等の環境基準に係る測定方法の告示が改正されました。対象物質は、フッ素、アルキル水銀、全シアン及び六価クロム等です。	-
		省エネ法	4-2	エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令	1	政令第144号	2019.4.3	2019.4.15	エネルギー消費性能の向上を促すトップランナー制度の対象である「照明器具」及び「電球」に関する改正です。照明器具は、蛍光灯使用品のみが対象でしたが、新たにLED電球器具が追加、またLEDランプが電球に改められ、光源種を問わず電球全体が対象となりました。	照明器具製造事業者・電球製造事業者等
A	地球温暖化	建築物省エネ法	5-1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律	-	法律第4号	2019.5.17	6か月以内一部2年以内	現行法において延べ面積2000m <sup>2</sup> 以上の新規・改築等非住宅建築物に課せられている省エネ基準への適合義務が、300m <sup>2</sup> 以上(予定)に引き下げられる(2年以内に施行)ほか、トップランナー制度の対象に注文戸建て住宅等供給事業者が新たに追加されます。また建築主は、新築等の建築物を省エネ基準に適合させるための措置を実施(努力義務)することとしました。	自社等建築物の新築または改築等をおこなう事業者(建築主)等
		オゾン層保護法	9-2	特定物質の排出抑制・使用合理化指針の一部を改正する告示	-	経済産業・環境省告示第3号	2019.9.17	同日	代替フロンの規制を行うオゾン層保護法の改正を受けて、地球温暖化係数を低減させた製品の普及を促進させること等の内容を盛り込んだ改正指針(法第20条規定)が公表されました。	特定物質等を業として使用する者等
B		フロン排出抑制法	6-1	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律	-	法律第25号	2019.6.5	1年以内	管理者が第一種特定製品の廃棄時にフロン類の引き渡しを怠った際の直接罰の導入、フロン回収済み証明を確認できない機器の業者による引き取り禁止の項目等が追加されます。	第一種特定製品の管理者等
	リサイクル	容器リ法	4-1	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令	9	財務・厚生労働・農林水産・経済産業・環境省令第1号	2019.3.29	2019.4.1	2019年度 特定容器利用事業者等の再商品化義務量算出用の係数、排出見込量の算定用簡易算出比率等が公表されました。またプラスチック製の容器包装等特定分別基準適合物の再商品化義務総量が引き上げられました。	特定容器利用事業者・特定容器製造等事業者・特定包装利用事業者
	廃棄物	廃掃法	9-1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	環境省令第5号	2019.9.4	同日	優良産業廃棄物処分業者(則第10条の4の2)が廃プラスチック類を処分するために保管する場合は、保管量の上限を、当該施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に28(改正前は14)を乗じて得られる数量に改めました。	廃プラスチック類の処理施設を運営する優良産業廃棄物処分業者
		食品ロス削減推進法	6-2	食品ロスの削減の推進に関する法律	-	法律第19号	2019.5.31	6か月以内	食べられるのに捨てられてしまう食品を減らすことを目的として新規制定されました。今後、国は食品ロス削減のための施策を策定し実施していきます。また本法において、毎年10月を食品ロス削減月間、同31日を食品ロス削減の日と決めました。	-
	水質	水質汚濁防止法	7-3	排水基準を定める省令の一部を改正する省令	-	環境省令第1号	2019.6.20	2019.7.1	水質汚濁防止法に定める有害物質のうち、ほう素、ふっ素、アンモニア及び亜硝酸化合物等に係る、畜産、工業及び下水道業等の業種に適用されている暫定排水基準が一部見直され、3年間延長されました。	該当業種の事業者
		浄化槽法	7-1	浄化槽法の一部を改正する法律	-	法律第40号	2019.6.19	2020.4.1	水質検査基準を満たさず生活環境の保全等に支障が生ずるおそれのある単独処理浄化槽に対して、自治体は改善勧告等を行えるようになり、従わない場合の罰則が追加されます。その他、浄化槽の休止届出制度等が設けられ、休止中の保守点検、清掃及び定期検査が免除されます。	-
		農薬取締法	9-7 5-3	水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件	1 1	環境省告示第11号 環境省告示第2号	2019.9.11 2019.5.10	同日 同日	5種の農薬に農薬登録基準値が設定されました。 5種の農薬に農薬登録基準値が設定されました。	農薬の製造・輸入事業者
	海洋汚染	海洋汚染防止法	5-2	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令	1	政令第163号	2019.4.26	2019.6.1他	一般海域において使用する船舶用燃料油中の硫黄分濃度の基準が、3.5% → 0.5%以下に強化(2020.1.1施行)等されました。	海域を航行する船舶を保有する事業者等
	化学物質	毒劇法	7-5	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令	-	政令第31号	2019.6.19	2019.7.1	三塩化アルミニウム、トリクロロ(フェニル)シラン、2-(ジメチルアミノ)エタノール等9種類の化学物質が新たに劇物に指定されました。	該当物質を使用する事業者
	安全管理	消防法	9-4	危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令	-	総務省令第34号	2019.8.27	同日	屋外タンク貯蔵所に係る水張検査内容、水素スタンドを併設する給油取扱所の技術基準及び地下貯蔵タンク等の定期点検期間の期日等の見直しに関する改正です。	該当する施設等を保有する事業者
		高圧ガス保安法	4-3	一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部を改正する省令	-	経済産業省令第21号	2019.3.29	同日	水素燃料電池自動車の普及、水素社会の実現に向けた技術進歩等に対応するものです。水素スタンドに関する技術基準等が見直されました。	当該ガス製造許可申請事業者等
		労安法	8-1 6-3	労働安全衛生規則の一部を改正する省令 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令	1 1	厚生労働省令第33号 政令第19号	2019.8.8 2019.6.5	2019.10.1 同日	法第59条で定める特別教育の実施対象業務に「対地電圧50Vを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務」が規定されました。 船員室の新設・増設等により総トン数が500t以上 510t未満となった船舶において、揚貨装置を用いず、船舶で荷を積み/荷を卸し又は荷を移動させる作業は、作業主任者の選任作業から除外されます。	当該業務を実施する事業者 該当する船舶を保有し、該当作業を実施する事業者